

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工 事 名：令和8年度京都御苑第2回樹木管理工事（伐採等）
2. 工事場所：京都府京都市上京区京都御苑3
3. 工 期：令和8年11月25日まで
4. 工事内容：

高中木整姿工	常緑樹整姿剪定	3本
	落葉樹整姿剪定	9本
	常緑樹基本剪定	9本
	落葉樹基本剪定	12本
樹木伐採・抜根工	高木伐採	11本
発生材処理工		1式
樹木診断	外観診断	2本
	機器診断	2本

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する口欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 適用基準等

- ☐ (1) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- ☐ (2) 土木工事施工管理基準（国土交通省）
- ☐ (3) 写真管理基準（案）（国土交通省）
- ☐ (4) 工事完成図書の電子納品等要領（国土交通省）
- ☒ (5) 京都御苑内作業規程（環境省自然環境局京都御苑管理事務所）

IV 特記事項

1. 地域事項の概要

- ☒ (1) 文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地
- ☒ (2) 都市計画法による都市計画公園、第2種住居地域、特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）
- ☒ (3) 災害対策基本法による広域避難場所
- ☒ (4) 景観法及び京都市市街地景観整備条例による歴史遺産型美観地区（一般地区）
- ☒ (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区
- ☒ (6) 京都市屋外広告物に関する条例による禁止地域
- ☒ (7) 京都市眺望景観創生条例による視点場（境内）

2. 一般共通事項

- ☒ (1) 工事完成図のサイズは(□A1、☒A3、□)とする。
- ☐ (2) 工事完成図はCADで作成し、CADデータの提出は(□必要、□不要)とする。
- ☒ (3) 工事写真は、(☒A4 版、□ 版)の工事写真帳に整理して1部提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- ☐ (4) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)(環境省ホームページに掲載(毎年2月改正)において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績(設備及び公共工事)について、当該年度の調達実績集計表(物品・役務及び公共工事)を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- ☐ (5) 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、監督職員が指定した様式で作成し、提出する。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- ☐ ①各種積算の取組： ☐ ②積算補正：
- ☐ ③調査対象工事： ☐ ④余裕工期の設定：
- ☐ ⑤情報共有システム対象工事
詳細は「自然公園等整備工事及び業務の情報共有システム運用要領(案)」による。
- ☐ ⑥遠隔臨場対象工事
詳細は「自然公園等整備工事における遠隔臨場の試行要領(案)」による。

(2) 工程関係

- ☐ ①影響を受ける他の工事
 - a. 工事名・発注者： b. 制約内容：
- ☐ ②自然的・社会的条件による制約
 - a. 要因： b. 制約内容：
- ☒ ③関連機関との協議による制約
 - a. 関連機関：宮内庁京都事務所、内閣府迎賓館京都事務所
 - b. 制約内容：参観日等における工事日程の調整
 - c. 未成立の場合における成立見込時期：
- ☐ ④占用物件(地下物件、架空線など)・埋蔵文化財等の事前調査・移設
 - a. 物件内容： b. 物件管理者：
 - c. 事前調査・移設の期間：
- ☐ ⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数
 - a. 対象工種： b. 場所：
 - c. 日数： d. 内容：

(3) 用地関係

- ☐ ①用地の取得未了
 - a. 場所・範囲：
 - b. 取得見込み時期：
 - c. 期日までに用地取得できない場合の対応：
- ☐ ②保安林解除や用地規制等
 - a. 場所・範囲：
 - b. 解決見込み時期：
 - c. 当面の対応：
- ☐ ③官民境界の未確定部分
 - a. 場所・範囲：
 - b. 協議状況、確定見込み：
- ☐ ④用地の借地及び官有地等の使用
 - a. 場所・範囲：
 - b. 期間：
 - c. 復旧条件：

(4) 環境対策関係

- ☒ ①自然環境及び景観等保全のための制約
 - a. 要因：希少動植物
 - b. 対象箇所：別途監督職員より指示する。
 - c. 制約内容：監督職員と事前協議又は立会の上、施工する。
- ☐ ②公害防止のための制限
 - a. 対象工種：
 - b. 対象箇所：
 - c. 制限内容：
- ☐ ③水替、流入防止施設
 - a. 対象工種：
 - b. 対象箇所：
 - c. 制限内容：
- ☐ ④濁水、湧水等の特別処理
 - a. 対象工種：
 - b. 対象箇所：
 - c. 処理方法：
- ☐ ⑤事業損失懸念
 - a. 懸念事項：
 - b. 事前・事後調査の有無：
 - c. 調査箇所：
 - d. 調査方法：

(5) 安全対策関係

- ☐ ①交通安全施設等の指定
 - a. 規制内容：
 - b. 規制箇所：
 - c. 規制期間：
- ☒ ②交通誘導警備員の配置
 - a. 対象要因：苑外越境枝の処理
 - b. 対象箇所：監督職員と協議の上、必要に応じて（今出川通、烏丸通）。
 - c. 対象期間：該当樹木作業中
 - d. その他：
- ☐ ③対策をとる必要がある他施設との近接工事
 - a. 対象施設・管理者：
 - b. 対象箇所：

- c. 施工条件： d. その他（協議状況他）：
- ☐ ④防護施設等
- a. 必要な防護施設： b. 危険要因：
- c. 対策内容： d. 対象工種：
- e. 対象期間： f. その他：
- ☐ ⑤保安設備及び保安要員の配置
- a. 対象工種： b. 対象箇所：
- c. 対象期間： d. 対象要因：
- e. その他：
- ☐ ⑥発破作業等の制限
- a. 制限内容：
- ☐ ⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策
- a. 対策内容：
- ☒ ⑧高所作業の対策
- a. 対策内容：近畿地方整備局土木請負工事必携（令和２年４月） 14.建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）第４章 高所作業 に準拠すること。
- ☐ ⑨砂防工事の安全確保対策
- a. 対策内容：
- (6) 工事用道路関係
- ☐ ①一般道路の搬入路使用
- a. 経路： b. 制限内容：
- c. 占用する際の関係機関協議： d. その他：
- ☐ ②仮道路の設置
- a. 区間： b. 構造等の指定：
- c. 必要な維持補修内容： d. その他：
- ☐ ③工事用道路の使用制限
- a. 対象区間： b. 対象期間・時間：
- c. 制限内容： d. その他：
- (7) 仮設備関係
- ☐ ①他の工事に引き継ぐ場合
- a. 仮設備の名称： b. 引継ぎ先の受注者：
- c. 撤去・損料などの条件： d. 維持管理条件：
- e. 引き渡し等の時期： f. その他：
- ☐ ②引き継いで使用する場合
- a. 内容： b. 時期：
- c. 条件： d. その他：
- ☐ ③構造及び施工方法の指定
- a. 対象物： b. 存置期間：
- c. 規模・企画・数量等： d. 施工方法：

e. その他：

☐ ④設計条件の指定

a. 対象物：

b. 設計条件：

c. その他：

☐ ⑤除雪

a. 対象箇所：

b. 対象期間：

c. 制限内容：

d. その他：

(8) 建設副産物関係

☐ ①建設副産物情報交換システムの活用

監督職員への報告は、当該システムで作成した再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により行うものとする。

☐ ②建設発生土情報交換システム登録対象

受注者は、発注者が当該システムに登録した情報について、発注後情報の更新を行うものとする。

☐ ③再生資材の活用の明示

a. 資材名：

b. 規格：

c. 使用箇所：

d. その他：

☐ ④建設リサイクル法対象工事

a 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

b 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法		
工程	作業内容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事 □有□無	□手作業、□手作業・機械作業の併用
土工	仮設工事 □有□無	□手作業、□手作業・機械作業の併用
基礎	仮設工事 □有□無	□手作業、□手作業・機械作業の併用
本体構造	仮設工事 □有□無	□手作業、□手作業・機械作業の併用
本体付属品	仮設工事 □有□無	□手作業、□手作業・機械作業の併用
その他（ ）	仮設工事 □有□無	□手作業、□手作業・機械作業の併用

c 特定建設資材廃棄物の搬出

再資源化等をする施設の名称及び所在地		
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
建設発生木材		

d 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

☐ ⑤建設発生土の受入地への搬出

- a. 搬出箇所・距離：
- b. 受入地名：
- c. 受入条件：
- d. その他：

☐ ⑥建設発生土の他工事への搬出

- a. 搬出箇所・距離：
- b. 受入地名：
- c. 受入条件：
- d. その他：

☐ ⑦他工事からの建設発生土利用

- a. 他工事情報：
- b. 受入条件：
- c. 受入時期：
- d. その他：

☐ ⑧土壌汚染対策法の届出

- a. 対象の有無：
- b. 場所・範囲・面積：
- c. 該当工種：
- d. 発生量：
- e. その他：

☐ ⑨植物発生材の処理及び受入

- a. 受入規格：樹木の幹及び枝葉
- b. 概算数量：52.8 トン（幹 34.1 トン、枝葉 18.7 トン）
- c. 搬出箇所・距離： 幹 伏見クリエイト・京都御苑から片道 12.9km
枝葉 ヨードクリーン・京都御苑から片道 10.9km
- d. その他：病害虫が原因で枯損した樹木は、チップ化もしくは焼却処分とする。また、上記に示す受入場所は積算上の条件明示であることから、施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができる。ただし、搬出先は再生処分の許可を持つ資源化施設とする。

(9) 工事支障物件関係

☐ ①占有物件等の工事支障物件

- a. 物件名：
- b. 物件管理者（連絡先等）：
- c. 物件位置：
- d. 物件管理者との協議状況：
- e. 移設時期：
- f. その他：

(10) 薬液注入関係

☐ ①薬液注入

- a. 工法条件：
- b. 注入管理：
- c. 産業廃棄物が発生した場合の処分方法：
- d. 地下埋設物がある場合の防護方法：
- e. 周辺環境影響調査：

(11) 現場環境改善費

☐ ①率計上内容

a. 仮設備関係

- ☐ 昇降設備の充実、☐ 環境負荷の充実、☐ I C T設備の充実、
☐ 作業負荷の低減

b. 営繕関係

- ☐ 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。）
☐ 労働者宿舍の充実、☐ 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む）
☐ 衛星設備・厚生施設の充実等

c. 安全関係

- ☐ 工事標識・照明等安全施設の充実、☐ 盗難防止対策
☐ 健康関連施設の充実、☐ 野生生物・害虫対策等

d. 地域連携

- ☐ 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明図、PR 看板等）
☐ 見学会・イベント等の開催（見学会施設等設置・管理運営等含む）
☐ 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費を含む）
☐ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

☐ ②積上計上内容：

- ☐ 熱中症対策・防寒対策

(12) その他

☒ ①工事用資機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）

a. 資機材の種類：作業機械、車両、備品等

b. 数量：

c. 保管・仮置き場所：監督職員と協議する。

d. 期間：工事期間中

e. 保管方法：

f. 積込・運搬方法：

g. 機械の分解・組立等ある場合の回数：

h. その他：

☐ ②工事現場発生品

a. 品名・数量：

b. 再使用の有無：

c. 引き渡し時期・場所：

d. 品質検査：

e. 運搬方法・費用：

f. その他：

☐ ③支給品・貸与品

a. 品名・数量：

b. 規格等：

c. 使用場所：

d. 積算条件：

e. 引き渡し場所：

f. 返済方法等：

g. その他：

☐ ④新技術・新工法・特許工法の指定

a. 工法名称：

b. 施工場所：

c. 施工条件：

d. NETIS 番号：

- e. その他：
- ☐ ⑤指定部分の引き渡し
a. 指定部分： b. 引き渡し日：
c. その他：
- ☐ ⑥部分使用
a. 使用箇所： b. 使用条件：
c. 使用期間：
- ☐ ⑦給水
a. 関係機関名： b. 協議時期：
c. 取水箇所： d. 取水時期：
e. 取水方法： f. その他：
- ☐ ⑧現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
☒ 可 設置条件：監督職員と協議すること。
☐ 不可 想定休憩場所等：
- ☐ ⑨監督職員事務所の設置
a. 場所： b. 規格：
c. 設置期間： d. 備品・設備等：
e. その他：
- ☒ ⑩工事用水及び工事用電力の構内既存設備
a. 工事用水：☒利用できる（☒有償、☐無償）、☐利用できない
b. 工事用電力：☒利用できる（☒有償、☐無償）、☐利用できない
- ☐ ⑪資材置場や作業場等
a. 場所： b. 期間：
c. 制限内容： d. その他：

4. 土工

- ☐ (1) 土砂のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。
- ☐ (2) 土砂を仮置きする場合は、降雨等により周辺の植生帯に流失し、植物に影響を及ぼすことのないように、シート掛け等の適切な対策を講じる。
- ☐ (3) 植生保護及び土壌の固結防止を図るため、以下に場所においては重機等の出入りは避ける。
（☐図示： 、☐ ）
- ☐ (4) 土工における運搬および敷均し等については、含水比の高い状態で作業を行ってはならない。
- ☐ (5) 搬入する土砂は、地域生態系保全の観点から、以下の条件のものとする。
（条件： ）

5. 無筋・鉄筋コンクリート

- ☐ (1) 鉄筋の種類は下記による。

鉄筋名称	種類	径(mm)	適用箇所
------	----	-------	------

異形鉄筋	SD295A		
	SD345		
	SD390		

- ☐ (2) 鉄筋の継手方法は以下のものとする。
- ☐ ①重ね継手：部位（ ）、径（ ）
- ☐ ②ガス圧接：部位（ ）、径（ ）
- ☐ ③ ：部位（ ）、径（ ）
- ☐ (3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下のものとする。
(☐超音波試験、☐引張試験)
- ☐ (4) 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 F_c (N/mm ²)	スランプ	適用箇所

- ☐ (5) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 F_c (N/mm ²)	スランプ	適用箇所

- ☐ (6) セメントの種類は下記による。

種類	適用箇所
普通ポルトランドセメント	
高炉セメント	
フライアッシュセメント	

- ☐ (7) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

6. 材料

- ☐ (1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。
(☐ JIS マーク表示品以外全て、☐)
- ☐ (2) 植栽材料については、納入前後どちらかで材料検査をする。また、監督職員の指示があった場合は、納入樹木の根巻きを一部取り外す等により根の状況を確認し、承諾を得ること。
- ☐ (3) 樹木の形状寸法は最小限度を示し、工事完成時点のものを言うが、その許容上限は監督職員と協議のうえ決定する。
- ☐ (4) 木材の加圧保存処理は、JIS A 9002「木質材料の加圧式保存処理方法」に準拠すること。また、使用薬剤等については以下のとおりとする。
①薬剤指定：☐有（ ）、☐無（条件： ）

②性能区分：□JAS： 、□AQ：

- (5) 木材のインサイジング加工は、製材の日本農林規格による。また、インサイジング機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。
- (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤（（公）日本木材保存協会（JWPA）認定薬剤）で野外での使用が可能な薬品を塗布する。
- (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの（□1/2、□ ）とする。
- (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。
（□人工乾燥処理： %、□天然乾燥処理： %）

7. 工事共通

(1) 構造物撤去工

- ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。

(2) 仮設工

- ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

(3) 運搬工

- ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知 平成22年10月8日）」に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督職員へ提出すること。
- ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。
 - a. 荷積み地予定地：□図示、□
 - b. 荷積み地の整備：□要（□コンクリートパネル設置、□ ）、□不要
 - c. 荷卸し地の整備：□要（□ジャンプ台設置、□伐倒・刈払い）、□不要
 - d. 夜間繫留ヘリポート：□有（□図示、□ ）、□無
 - e. 運搬距離：片道水平距離： （m）、積み卸し地点間の標高差： （m）
 - f. 運搬資材：□コンクリート・骨材等のバケット詰資材、
□鋼材、木材、その他

8. 基盤整備

- (1) 石積工の練積において、目地モルタルの施工は深目地とする。

9. 植栽

- ☐ (1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。
- ☐ (2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。
 - ①防腐処理：□有・□無
 - ②防腐処理方法：
- ☐ (3) 張芝部の客土（床土・目土）は、以下の条件のものとする。
 - ①客土材：

10. 施設整備

- ☐ (1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し（伸縮目地を含む）、監督職員の承諾を得る。
 - ①舗装種類：
- ☐ (2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。
 - ①舗装種類：
- ☐ (3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- ☐ (4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督職員の立ち会いにより決定するものは、以下のとおりとする。
 - ①施設種類：

11. 働き方改革関係

- ☒ (1) 本工事は、自然公園等工事における「週休2日制工事（現場閉所型）」の対象工事である。
 - ☒ 完全週休2日（土日）Ⅰ型
受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。
- (2) 週休2日の考え方
 - ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
 - ② 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

- ③ 通期の週休2日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。
- ④ なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- ⑤ 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含めない。
- ⑥ 現場閉所とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- ⑦ 受注者の責によらない現場閉所
 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
 ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ⑧ やむを得ない現場閉所
 やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。
- (3) 現場閉所実績報告書
 受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書又は現場閉所率を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）（以下「現場閉所実績報告書等」という。）を作成し、監督職員が指定する日までに現場閉所実績報告書等を提出するものとする。
- (4) 総合工事工程表の作成
 受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。
 総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。
 - ① 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
 - ② 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」

- ③ 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- ④ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数工事工程の共有
- (5) 工事工程の共有
 - ① 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
 - ② 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
 - ③ 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
 - ④ 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

12. その他

- ☑ (1) 伐採処理後の切り株は、利用に支障がないよう切り直し、面取りを行う。
- ☑ (2) 伐採した木の根株は、伐採後に萌芽しないよう薬剤処理等の処置を行う。
- ☑ (3) 剪定後の切り口には、樹種や太さに応じて癒合材を塗ること。
- ☑ (4) 車両等の進入は、「樫木口」を基本とする。その他の車両・機材の進入が必要な場合は監督員と協議すること。
- ☑ (5) 利用状況等により、施工時期に制約が生じる場合があるため、詳細は監督員と協議すること。
- ☑ (6) 協議の結果、本工事の対象及び数量を変更する場合がある。必要に応じて設計変更の対象とする。
- ☑ (7) 設計図書に疑義が生じた場合又は、明示のない場合は、監督員と協議のうえ、内容を確定すること。
- ☑ (8) Bエリア及びN-2エリアの対象木は、生物多様性の観点から8月下旬以降の施工とする。
- ☑ (9) 樹木診断は樹木医の資格を有する者が実施する。対象木は以下のとおり。

番号	樹種名	高さ(m)	幹(cm)	内容
N-1 329	エノキ	29.1	557.0	外観診断、機器診断(レジストグラフ)
U23	イチョウ	22.0	337.0	機器診断(レジストグラフ)
W208	ムクノキ	19.1	282.0	外観診断

結果は診断カルテ等にまとめ、報告すること。報告内容には、対象木の健全度に適した保全措置の提案を含むこと。

参考資料：都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成29年9月国土交通省）